

## 細 則

### 賛助会員に関する規約

#### 第1条 目的

本会はアスレティックトレーナーが関わる全ての領域の科学的研究とその発展に寄与するとともに、会員相互の連携と情報交換を促進し、あわせて内外の関連機関との交流を図ることによって、アスレティックトレーナーの社会的認知を高め、スポーツおよびスポーツ医科学の普及・発展に寄与することを目的とする。

#### 第2条 資格

賛助会員は、前項記載の本学会の目的に賛同し、本学会を積極的に支援する法人（および個人）とする。

#### 第3条 入会

本規約に同意の上、入会申込書により入会するものとする。

#### 第4条 入会拒絶

本学会は、入会申込者が以下の各号に該当すると認められるときは、その入会を拒絶することができる。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 過去に本規約に違反し、除名となっていた場合。
- (3) その他、本学会（理事会）が会員とすることを不適切であると判断した場合。

#### 第5条 会費

賛助会員の種別および年会費は以下の通りとする。

- (1) 賛助会員 A：年会費 1口 25,000 円、4口以上  
当学会ホームページ上に個人および法人会員名を明記  
学術雑誌への広告掲載  
ホームページ上にバナーを掲載
- (2) 賛助会員 B：年会費 1口 25,000 円、2口  
当学会ホームページ上に個人および法人会員名を明記  
ホームページ上にバナーを掲載
- (3) 賛助会員 C：年会費 1口 25,000 円、1口  
当学会ホームページ上に個人および法人会員名を明記
- (4) 賛助会員は入会時に本学会指定の口座に年会費を納入する。
- (5) 賛助会員は毎事業年度の初めに本学会指定の口座に年会費を納入する。

## 第6条 退会

賛助会員は、何時でも本学会に退会届を提出し、任意に退会することができる。退会する場合、既に納入された年会費等の払い戻しは一切行わないものとする。

## 第7条 除名

本学会の理事会は、次の各号に該当する場合には、賛助会員を除名することができる。

- (1) 会費の納入を怠った場合。
- (2) 本規約あるいは本学会の定款に違反した場合。
- (3) その他、本学会が賛助会員として不適切と認める相当の理由がある場合。

## 附則

第1条 本細則は、平成26年7月12日より施行する